

Ⅱ 第6次NACCS詳細仕様（中間報告）説明会の開催概要 及び説明会における主な意見・質問等

平成27年8月5日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第6次NACCS詳細仕様（中間報告）説明会の開催概要

【開催概要】 全国18会場（20地区）において計40回開催

参加者数約 2,410名

	地区	開催日	開催回数	参加人数			
				共用	航空	海上	計
1	成田	平成27年6月22日 平成27年6月23日	5回	2	53	5	60
2	東京・横浜	平成27年6月25日 平成27年7月10日	4回	189	29	477	695
3	羽田	平成27年6月26日	1回	1	3	2	6
4	新潟	平成27年7月3日	1回	0	0	23	23
5	千葉	平成27年7月6日	1回	11	7	46	64
6	長崎	平成27年7月7日	1回	4	0	30	34
7	鹿児島	平成27年7月8日	1回	4	2	26	32
8	大阪	平成27年7月13日 平成27年7月14日	4回	12	7	309	328
9	仙台	平成27年7月15日	1回	11	2	48	61
10	神戸	平成27年7月15日 平成27年7月16日	3回	36	4	277	317
11	札幌	平成27年7月16日	1回	4	1	28	33
12	清水	平成27年7月21日	1回	3	0	37	40
13	関西空港	平成27年7月21日 平成27年7月22日	4回	3	67	17	87
14	中部空港	平成27年7月22日	2回	10	46	19	75
15	名古屋	平成27年7月23日 平成27年7月24日	3回	13	6	181	200
16	広島	平成27年7月23日 平成27年7月24日	3回	9	1	68	78
17	那覇	平成27年7月27日	1回	4	1	23	28
18	博多・福岡	平成27年7月28日 平成27年7月29日	3回	24	14	211	249
計			40回	340	243	1,827	2,410

2. 説明会における主な意見・質問等

(1) E D I ・システム全般編

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	第6次NACC Sにおけるセキュリティ対策について	今後、添付ファイル送信機能の充実やメッセージ機能が増えることにより、これまで以上にコミュニケーションツールとしての側面が出てくると思われる。その反面、セキュリティの脅威は増すが、セキュリティの確保はどのように担保するのか。	次期においても現行と同水準の十分なセキュリティ対策を施す予定であり、セキュリティは確保出来ると考えている。
2	利用者ID体系の見直し	第6次NACC SではIDの桁数は現状と変わらないとのことだが、現状のIDとパスワードはそのまま第6次NACC Sでも利用できるのか？	現在お使いいただいている利用者IDを、次期（第6次）NACC Sでもそのまま継続して利用いただくことを前提として検討を進めている。ただし、パスワードについては、セキュリティ対策の強化の一環として、いくつかの制限を設けることとなるため、現在お使いいただいているパスワードのご利用はできなくなる可能性がある。
3	パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	現在自社システムでゲートウェイ配下にメール処理方式のパッケージソフトを利用しているが、メール処理方式の原則終了に関して影響はないか。	資料にも記載しているとおり、ゲートウェイ配下ではメール処理方式のパッケージソフトを継続して提供する。
4		現在メール処理方式を利用しているが、第6次で廃止するにあたって、特段の手続きを取らなくとも良いのか？	第6次NACC S利用にあたっては、改めて契約内容等の確認が必要と考えており、メール処理方式の廃止に関しては、契約内容の変更手続き等を行っていただくことになる。具体的な利用契約方法等については、改めて説明会を開催しご案内させていただく予定である。いずれにせよ、更改時に合わせて変更するよりも、現行システムの中でnetNACC S等の利用に切替えを行っていただいた方が更改時の運用等の混乱は避けられると考えており、現行のうちに契約変更をお願いしたい。
5	ダイヤルアップ回線の廃止	第6次NACC Sネットワークではダイヤルアップ回線の提供を終了するとの説明があったが、ダイヤルアップ回線とはいわゆる「NACC Sパック（インタラクティブ）」で使用している64Kの専用線のことか？	ご質問の回線は専用線64Kであり、ダイヤルアップ回線とは別のため、次期においても引き続きご利用いただくことが可能である。以下、弊社HPに回線の比較を掲載しているので、参考にさせていただきたい。 <利用者アクセス回線比較表> http://www.naccscenter.com/_files/00091244/riyou_kaisen06.pdf
6	最大電文長及び添付ファイル最大サイズの見直し	添付容量について、現状では、訂正を行った場合に訂正前の情報も含めて容量計算されているが、次期では10Mに拡大された場合でも同様の仕様になるのか？或は、訂正前の情報は削除するような仕様になるのか。	次期においても訂正前の情報の扱いは現行と同様とする予定である。
7	WebNACC S	WebNACC Sの対象業務を拡大とあるが、今後、Web利用が中心になると考えているのか。	ユーザインターフェース（UI）としてWebNACC Sの対象業務拡大を実施するものであるが、将来的にWebを中心とするということではない。NACC Sの業務はWebに馴染まない面もあると考えており、第6次NACC Sにおける利用状況等も見ながら、将来のUIの方向性を検討したいと考えている。
8		WebNACC SとnetNACC Sの違いは何か。また輸出入申告の手続きはWebNACC Sで出来るようになるのか。	両方ともインターネット回線を利用してNACC S業務を行う形態であるが、netNACC Sはパソコンに、NACC Sパッケージソフトをインストールして利用するのに対し、WebNACC Sはパッケージソフトのインストールは必要なく、Webブラウザを使用してNACC S業務を行う。 第6次NACC Sにおいて、WebNACC S対象業務は、海上入出港業務、利用頻度の高い照会業務、損害保険業務及び一部の関係省庁業務となるため、輸出入申告の手続きはWebNACC Sの対象外である。
9	第6次NACC S対象業務等一覧	変更となる業務の一覧を提示していただきたい。	今後、掲示板に掲載する予定である。

2. 説明会における主な意見・質問等

(2) 業務共通編

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	マイナンバー（法人番号）に係る対応	法人番号を「輸出入者コード照会（IIE）」業務で検索可能なのか。	法人番号の具体的な取扱いは、現在検討中であり、NACCSで法人番号の検索機能を提供するか否かも含めて結論はでない状況にある。今後、お客様にどのような形で法人番号の情報を提供するか、関係当局等とも調整をしながら、対応を検討していきたいと考えている。
2		現在は、無符号による輸出入申告が可能となっているが、法人番号を導入した場合においても、これまでと同様に無符号としての輸出入申告は可能と考えて良いか。無符号が認められず、法人番号必須となると、過大な負担になると考えている。	関税局・税関としては、法人番号を有する法人に係る輸出入申告等においては、輸出入者コード欄に法人番号を必須入力していただく方向で検討をしている。従って、法人番号が付与されている法人に関しては、無符号とする扱いは認められないことになる。
3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止について	航空で到着した貨物を海上の保税蔵置場で通関する場合にはどのように対応することになるのか。	航空で到着した貨物を海上の保税蔵置場で通関する場合、次期では、海上の保税蔵置場を航空システム参加の保税蔵置場とし、航空システムで貨物の搬入、通関を行っていただくことを考えている。
4		海上貨物として到着する機用品について、海上蔵置場で蔵入承認申請して、マニュアルの保税運送で空港地区の機用品蔵置場に送るという運用を行っているが、次期ではこのようなケースはシステムで対応可能になるということか？	次期NACCSでは、海上で到着した機用品について、現在航空貨物でのみ利用可能となっている「機用品蔵入承認申請（CTC）」業務の利用が可能となることから、マニュアルによる運送等を行うことなく、一貫してシステム処理が可能となる。具体的には、海上蔵置場でシステムにより運送兼用の機用品蔵入承認申請を行い、空港側の機用品蔵置場で搬入することにより、後続の機用品業務がそのまま可能となる。
5		現在、AIR-NACCSでOLT承認後、SEA-NACCSで「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務を実施した後、IS承認申請をしている。承認後は受注量に応じてISWすることになる。第6次NACCSでは、一貫通貫の基本方針が出されているが、このような場合、どのような処理になるのか。また、民間管理資料にはどのように反映されるのか？	航空で到着した貨物を海上の保税蔵置場で通関する場合、次期では、海上の保税蔵置場を航空システム参加の保税蔵置場とし、航空システムのBIN業務で貨物の搬入を行い、その後、航空貨物としてIS、ISWを行っていただくことになる。
6		海上仮陸揚の「貨物情報切替登録（CHG）」業務の際、現状では、航空に切り替えた場合に税関から海上における処理内容を聞かれるケースがある。次期では、CHG業務前のB/L番号を知る手段はあると考えて良いか？	現在検討している仕様では、CHG業務前のB/L番号を航空の貨物情報に持たない予定であり、海上のB/L番号を知る手段は用意していない。必要があれば検討する。
7		海上地区にある保税蔵置場には航空システム不参加となっている蔵置場があり、実態として対応は難しいのではないか。	ご指摘の問題があることは承知しており、今後、次期更改までの間、航空システムへの参加等をお願いする必要があると考えている。
8		航空貨物を海上システムで取り扱うことを廃止するとあるが、航空システムを導入するにあたって、手続きが必要なのか。また輸入航空貨物を海上システムで海上蔵置場に搬入しているが、業務的に煩雑とならないのか。	利用契約の変更手続きは必要となるが、パッケージソフトおよび回線においては現行でも海空共用があり、それを利用いただくことが可能である。第6次では、パッケージソフトおよび回線に航空・海上の区別は無くなる想定であり、どちらの業務も実施可能となる。輸入貨物の搬入業務については、海上システムでシステム外搬入でゼロから情報を入力するよりも、航空システムで搬入すればシステム上に情報があるため、入力項目も少なく簡単に利用することが可能である。

2. 説明会における主な意見・質問等

(3) 通関関係業務編

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	輸出入申告における入出力項目の見直し	次期の輸出入申告については、現行に比べて、識別符号や原産地証明書識別等の入力項目が非常に多くなっており、業界では結果として誤謬が多くなることを懸念する声が上がっている。現時点から入力項目における削減や見直し等の仕様変更の要望は受け入れ可能なのか。	識別符号については、法人番号導入に伴い見直しの可否を含めて検討中である。それ以外の項目については、WGにおいて提示した内容で進めていきたいと考えている。
2	通関士審査業務の新設	審査済みの申告で訂正が出た場合はどうなるのか？（入港日の訂正等、税番、税額に影響のないもの）いったん審査済になったものは、そこから再呼び出しをして訂正した場合はそのまま申告ができないようにするなど、何らかのストッパー機能を付けないとトラブルになる。	「通関士審査業務（CCA）」業務を利用して審査済みの申告について、内容を訂正する場合は、税番、税額に影響が有る無しに関係なく、再度、CCA業務を行って審査済み登録をしなければ、通関士以外の申告はできない。
3		新たに通関士審査業務が提供されるということだが、これに伴って輸出入申告業務で変わる点はあるのか？	現行の輸出入申告業務について変更が入るということではない。本件は、夜間・休日対応等で通関士が不在となる場合、新たに提供する通関士審査業務を利用して、事前に通関士が審査を行い、確認した旨をシステムに登録しておくことにより、通関士IDでなくても、一般の通関業の利用者IDで申告が可能となるものである。
4		「通関士審査結果登録（CCA）」業務を行った後に申告を行う場合は、通関業者識別符号でも通関士識別符号でも可能ということだが、例えば、Aという通関士が審査を終了し、CCA業務を行った後、Bという通関士が自らの通関士識別符号をログオンして申告した場合には、Bの通関士番号で申告がかかってしまうのか？それとも、Aの通関士番号で申告がかかることとなるのか？	申告書等に出力される通関士コードはCCA業務を行った通関士コードを想定している。したがって、Aという通関士がCCA業務を行った後、Bという通関士が申告業務を行った場合は、申告書等の通関士コードにはAのコードが出力される。
5	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における包括保険等の期限管理	① 包括評価申告については、現行仕様のままか？（期間外はIDA不可） ② 注意喚起メッセージは、担保については対象外か？理由もあわせて教えて頂きたい。	①②現在検討中であり、検討後あらためてWGで提案する。
6	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務	関税割当証明書のNACCS登録は発行された書面を税関に提出してNACCSに登録すると思うが、発給主管官庁がNACCSに登録すれば二度手間にならない。その際に発給番号と一緒に内容確認に必要なパスワードを出せば済むと思う。	当該案件については、システム化導入の初期段階として、主務官庁による書面による割当証明書発給後の輸入申告に係る裏落とし数量管理をターゲットとしている。また、システムでの残数量管理については必須ではないため、現行どおり割当証明書の裏面を使用している管理も可能と考えている。よって、現時点においては、発給主務官庁とのシステム連携は考えていない。
7		複数の税関で使う場合、登録番号をその都度入力すれば裏落としができると思うが、登録した税関の申告ではなく、他税関の申告で裏落としが終了したと画面で確認できれば原本は返却される、ということになるのか？	システム残数量管理を使用しているの申告については、申告毎に関税割当原本の税関への提出は必要ない。税関に関税割当の原本提示が必要なケースとしては、NACCSにて数量管理を開始する旨を登録する時と、数量管理を終了する旨を申し出る時のみとなる。
8		関割以外のライセンスでも同じ業務ができるようにしてほしい。（TQに限らず、裏落としの管理業務として流用できないのか？）	関税割当以外については、今後の主務官庁によるご判断となる。
9	通関書類の添付対象手続きの見直し	MSX業務の添付対象手続きの追加について、会計検査院関係の書類を税関に提出しているが、第6次ではMSX業務で送付できるようになると聞いている。その後の状況はどうなっているのか。	当件については、関税局・税関において検討されているものと考えている。

2. 説明会における主な意見・質問等

(4) 海上業務編

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	海上における入出港業務の見直し	基本仕様では船舶コードに代わり I M O 番号の採用を検討することであったが、検討結果はどうなったのか。	詳細仕様において検討した結果、内航船のように I M O 番号が無い船舶が存在すること、また関係省庁にも影響が大きいことから、I M O 番号の採用は見送ることとする。
2		船舶代理店で主に船舶の入出港関係手続きに n e t N A C C S を使用している。現在、業務コード V P T、V I T 等を業務仕様書に従って C S V 形式ファイルを作成し「外部ファイル展開」で申請している。W e b N A C C S 対象化に伴いパッケージソフトによる提供廃止と記載されているが、W e b N A C C S で C S V 形式ファイルを展開して送信できるような機能は考慮されているのか？ できることなら現行の n e t N A C C S 業務コード V P T、V I T 等をそのまま残して 2 W A Y の申請ができるようにしてほしい。	W e b N A C C S においてもパッケージソフトと同様に、外部に入力内容を保存したり、展開したりできる機能を検討している。詳細については現在検討中であり、検討結果については、今後の説明会等で説明を行う予定である。 なお、V P T、V I T 等のパッケージソフトによる提供は廃止のため、2 W A Y での申請はできない。
3	保税運送承認番号の複数件入力	保税運送承認番号の桁数が30桁が増えると理解したが、桁数が増えることにより誤入力が増えると考える。これに対して誤入力防止機能は新設しないのか。	今回の提案は、保税運送承認番号の桁数を増やすわけではなく、B I B 業務において複数のポートノートで搬入する場合、桁数が不足しているとの要望に対応したものである。
4	危険物明細書のシステム化	危険物明細書のシステム化において、現状、危険物明細書を N A C C S にて受付ける船会社はどれくらいあるか？（一部だけの船会社が対応なら、2パターンへの対応となり業務的に煩雑となる。）	現在各関係業界の方に参加いただき詳細仕様の検討を行っており、また、船会社にはシステム化していただくよう、積極的に働きかけを行っているところである。

(5) 関係省庁編（海上入出港を除く）

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	「事前届出搬入連絡（I F G）」業務後の検査命令書の自動発行	事前届出搬入連絡後における検査命令書の出力について、自動出力にするとあるが、現行の運用は廃止されることになるのか。	現行の業務運用も維持すると聞いており、全て自動出力することではない。
2	医薬品医療機器等輸入手続き業務にかかる改善要望に基づく変更	試験研究計画書等を添付する場合、「一般的名称」「規格」「用途（効能または効果）」「製造業者名」について、文字数制限があり、全てが入力できない場合がある。現時点の仕様として、入力不要という認識で合っているか？ それとも、途中まででも入力する必要があるのか？	「一般的名称」「規格」「用途（効能または効果）」「製造業者名」については、システムとしては任意入力項目である。入力不要か途中までの入力をするかは、提出される厚生局に相談願いたい。また、次期システムでは以下のとおり文字数を拡張する。 一般的名称 : 現行 30バイト → 次期 200バイト 規格 : 現行 40バイト → 次期 200バイト 具体的な用途 : 現行 70バイト → 次期 998バイト 製造業者名 : 現行 20バイト → 次期 50バイト

2. 説明会における主な意見・質問等

(6) その他

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	接続試験	次期NACCSについては、平成28年12月から接続試験と記載があるが、接続試験の段階で、実際に使用するテキストファイルやCSVファイルも確認できるのか。実際のデータがないと社内システムの改修が行えないため、どの段階から可能となるのかご教示いただきたい。	接続試験の詳細については現在検討中である。なお、平成28年夏頃に、自社システム向けの接続試験説明会を開催する予定であり、そこでご案内させていただくことを考えている。